

転写無効

許可番号 00300030460

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号

氏名 三洋商事株式会社 代表取締役 河原林 令典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 4月13日

許可の有効年月日 令和 8年 4月12日

転写無効

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

#### (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

### 2. 許可の条件

以下余白

### 3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年 4月13日 当初許可  
平成23年 4月13日 更新許可  
平成28年 4月13日 更新許可  
平成29年11月10日 変更届出書受理（本店所在地を大阪府東大阪市菱江二丁目4番10号から変更したこと。）  
令和 元年10月16日 変更届出書受理（代表者を上田博康から変更したこと。）  
令和 2年12月16日 変更届出書受理（本店所在地を東京都千代田区有楽町一丁目12番1号から変更したこと。）  
令和 3年 4月13日 更新許可  
以下余白

### 4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

（以下、裏面記載）

転写無効

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

**転写無効**

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 8 年 2 月 12 日

岩手県知事 達増 拓也 様

申請者

〒134-0084

住 所 東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 41 号

氏 名 三洋商事株式会社

代表取締役 河原林 令典

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 03-6808-2171

FAX 番号 03-6808-2172

上記代理人

行政書士 河野 雅好 登録番号 第 03340953 号

広島市中区大手町三丁目 3 番 29 号 平和メゾン 8F

電話番号 082- 297-7720 FAX 番号 082-297-7749

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

別紙 1 のとおり

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号

別紙 1 のとおり

事業場

電話番号

別紙 1 のとおり

事業の用に供する施設の種類及び数量

別紙 1 のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管は行わない。



※事務処理欄

別紙 1

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（以上 8 種類）</p> <p>石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。 自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物であるものを除く。 積替え保管は行わない。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号 電話番号 03-6808-2171</p> <p>事業場 東京都江戸川区東葛西 3 丁目 17 番 41 号 大阪府東大阪市菱江 1 丁目 24 番 12 奈良県生駒郡斑鳩町幸前 1 丁目 49 番、53 番 奈良県天理市福住町 2930 番 宮城県仙台市宮城野区蒲生三丁目8番1 千葉県八千代市米本字赤作 1910 番 13, 21, 24, 57, 60, 65, 66 広島県呉市郷原町字一ノ松光山 12507 番 920 東広島市黒瀬町丸山字天津積 10019 番 90、 10020 番 12, 13, 24, 29, 30, 31, 40, 41、 東広島市黒瀬町丸山字狐ヶ城 1778 番 4, 6, 9、1779 番 1 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>1. 車両 キャブオーバ（17 台） 脱着装置付コンテナ専用車（3 台） ダンプ（1 台） バン（2 台） 塵芥車（1 台）</p> <p>2. 容器 ドラム缶（10 缶）、フレキシブルコンテナバッグ（10 枚） プラスチック製廃蛍光管容器（2 個）、緩衝材（1 巻）</p>